

議提第1号

平成26年2月の大雪被害に対する救済に関する意見書

会議規則第14条の規定により、平成26年2月の大雪被害に対する救済に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日 提出

提出者	北本市議会議員	伊藤堅治
提出者	北本市議会議員	高橋伸治
提出者	北本市議会議員	工藤日出夫
提出者	北本市議会議員	金子真理子
提出者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	湯澤美恵子
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	大嶋達巳
賛成者	北本市議会議員	滝瀬光一
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	現王園孝昭
賛成者	北本市議会議員	大澤芳秋
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一
賛成者	北本市議会議員	加藤勝明
賛成者	北本市議会議員	高橋節子
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	横山功

北本市議会議長 福島忠夫 様

平成26年2月の大雪被害に対する救済に関する意見書

平成26年2月14日の大雪は、埼玉県内で農業用ハウス、ガラス温室、畜産施設その他の農業生産施設の倒壊または損壊が、32市、22町、1村に及ぶなど農業に広範かつ甚大な被害を及ぼしています。埼玉県の被害状況(2/21)では、農業用施設被害121億円、野菜被害82億5千万円、花の被害10億5千万円との調査報告もあり、実態が明らかになれば被害の増大は想定されるところであります。

北本市において、おおよそ35戸の農家に農業用ハウス、ガラス温室、雪害による農産物被害が発生しており、その影響は、市の中核的な農家や農業者に大雪の衝撃を契機に「突然の生活苦」に陥る状況を呈し、回復には相当の時間と資金を必要とするともいえるものであります。

埼玉県では、今般の被害を「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく特別災害と指定し、被害農業者の経営再建に必要な資金融通の円滑化を図るための措置等を講ずることにしておりますが、農業生産施設の復旧工事が遅れば、今後の農業生産のみならず、地域経済に大きな影響を及ぼすことも懸念されております。市町村においては大雪被害を救済する大規模な手段が見当たりません。

つきましては、農業経営者の再建に向けて強く要望するものであります。関係機関におかれましては迅速な対応と我が国の基本である農業の確立に向けて最大限の努力をお願いするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣・内閣府官房長官・農林水産大臣・財務大臣